

★ フロン排出抑制法に関するお知らせ



フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下、「フロン排出抑制法」という。）として、**平成 27 年 4 月 1 日**から全面施行されます。これに伴い、第一種フロン類回収業者に係る主な変更・追加事項等についてお知らせします。

1 第一種フロン類回収業者に係る主な改正点

第一種フロン類充填回収業者の登録について

フロン排出抑制法において、フロン類の充填行為が規定されたことから、**充填業も規制（登録対象）**となり、「**第一種フロン類充填回収業者**」として登録が必要となります。

充填業のみを行っていた方は、9 月 30 日（施行後 6 ヶ月以内）に申請をお願いします。

ただし、**既に第一種フロン類回収業者として登録されている方は**、自動で移行され次回の更新までの間は、「**第一種フロン類充填回収業者**」とみなされます。

充填に関する規定

フロン排出抑制法において、第一種特定製品の整備時の充填基準や、充填に伴う各証明書の発行などが規定されました。

(1) 充填に関する基準

第一種特定製品にフロン類を充填するときは、「**充填に関する基準**」に従って実施してください。

① 充填前の確認

充填を行う前に、記録簿の確認、外観の目視検査することその他の簡易な方法により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認すること。

② 第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者への通知

確認の方法、結果、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に通知すること。

③ 修理等を行うまでの充填の禁止

フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、**やむを得ない場合**^{※1}を除き、**点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない**^{※2}

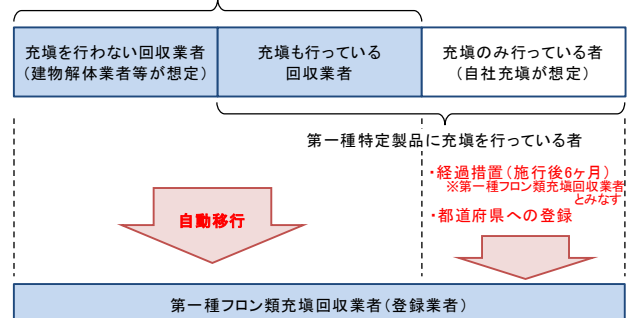
※1 フロン類の漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に漏えいが生じている場合

※2 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から 60 日以内に当該漏えい箇所の修理を行う

充填回収業者への登録

○ 充填行為を適正なものとするため、充填業も含め都道府県の登録が必要とするともに、充填行為に関する基準の遵守等を求める。
○ なお、第一種フロン類充填回収業者の登録基準は、現行規則における第一種フロン類回収業者に関する規定事項からの変更はないものとする。

第一種フロン類回収業者（登録業者）



登録は自動移行されますが、**充填を行う場合は、「充填に関する基準」に従って実施していただくこととなります。**

ことが確実なときは、③の確認前に1回に限り充填を行うことができる。

④ 冷媒の確認

充填しようとするフロン類の種類が、法87条3号に基づき製品に表示されたフロン類の種類に適合していること又は当該フロン類より地球温暖化係数が小さく、かつ、使用して安全上支障がないものであることを製品の製造業者等に確認すること。

⑤ 管理者の承諾

充填されている冷媒と異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、製品の管理者の承諾を得ること。

⑥ 充填中及び充填後の漏えい防止等

充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないように必要な措置を実施すること。

⑦ 十分な知見を有する者の実施等

フロン類の性状及び充填方法について、**十分な知見を有する者**^{※3}が自ら実施又は立ち会うこと。

※3 十分な知見を有する者については、平成27年2月5日時点では、次のとおりとされており、詳しい内容については、運用の手引き等において環境省が示すこととしています。

○平成27年1月14日付け環境省公表資料（フロン排出抑制法 Q&A 別紙 十分な知見を有する者について）より抜粋

フロン類の充填に関して十分な知見を有する者としては、以下のA～Cが考えられる。

A 冷媒フロン類取扱技術者

B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の取得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

C 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

(2) 第一種特定製品の整備時における各証明書の発行

整備時にフロン類を充填回収した時は、充填証明書・回収証明書の交付が義務付けられました。

○充填証明書の記載事項

- ・整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- ・フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- ・充填した第一種特定製品を特定するための情報
- ・充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・当該証明書の交付年月日
- ・充填した年月日
- ・充填したフロン類の種類ごとの量
- ・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

○充填証明書の交付

- ・充填証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、第一種特定製品にフロン類を充填した日から30日以内に交付すること。

(3) 破壊証明書/再生証明書の回付

回収したフロン類を破壊業者若しくは再生業者に引き渡した場合、確実に処理されたことを確認するため、破壊業者からは破壊証明書、再生業者からは再生証明書が発行されます。**これらの証明書を、第一種フロン類充填回収業者は、フロン回収を依頼した者（第一種特定製品の整備者、第一種特定製品の管理者や第一種特定製品の廃棄等実施者）に回付しなければなりません。**

3 その他の変更

(1) フロン類の引渡し先の追加

フロン排出抑制法において、フロン類の引渡し先に「再生業者」が追加されました。**再生行為の業を行う者は、「第一種フロン類再生業者」として、主務大臣（経済産業大臣・環境大臣）の許可を得なければなりません。**

(2) 回収記録と同様に充填の記録も

帳簿等に充填に関する事項等も記録が必要になりました。

○記録の主な内容

- ・取引の相手方(管理者等)の名称
- ・取引年月日
- ・充填・回収した特定製品の種類・台数
- ・充填・回収したフロン類の種類と量
- ・破壊業者・再生業者に引き渡した年月日、引渡し先、量
- ・第49条第2号により引き渡した年月日、引渡し先、量
- ・50条ただし書きにより自ら再生した量 等

(3) 年度ごとの知事に対する報告

平成28年度（27年度実績）以降の報告から、充填量の報告が追加されます。また、報告様式が一部変更になります。

2 お問い合わせ先

(1) お問い合わせ先

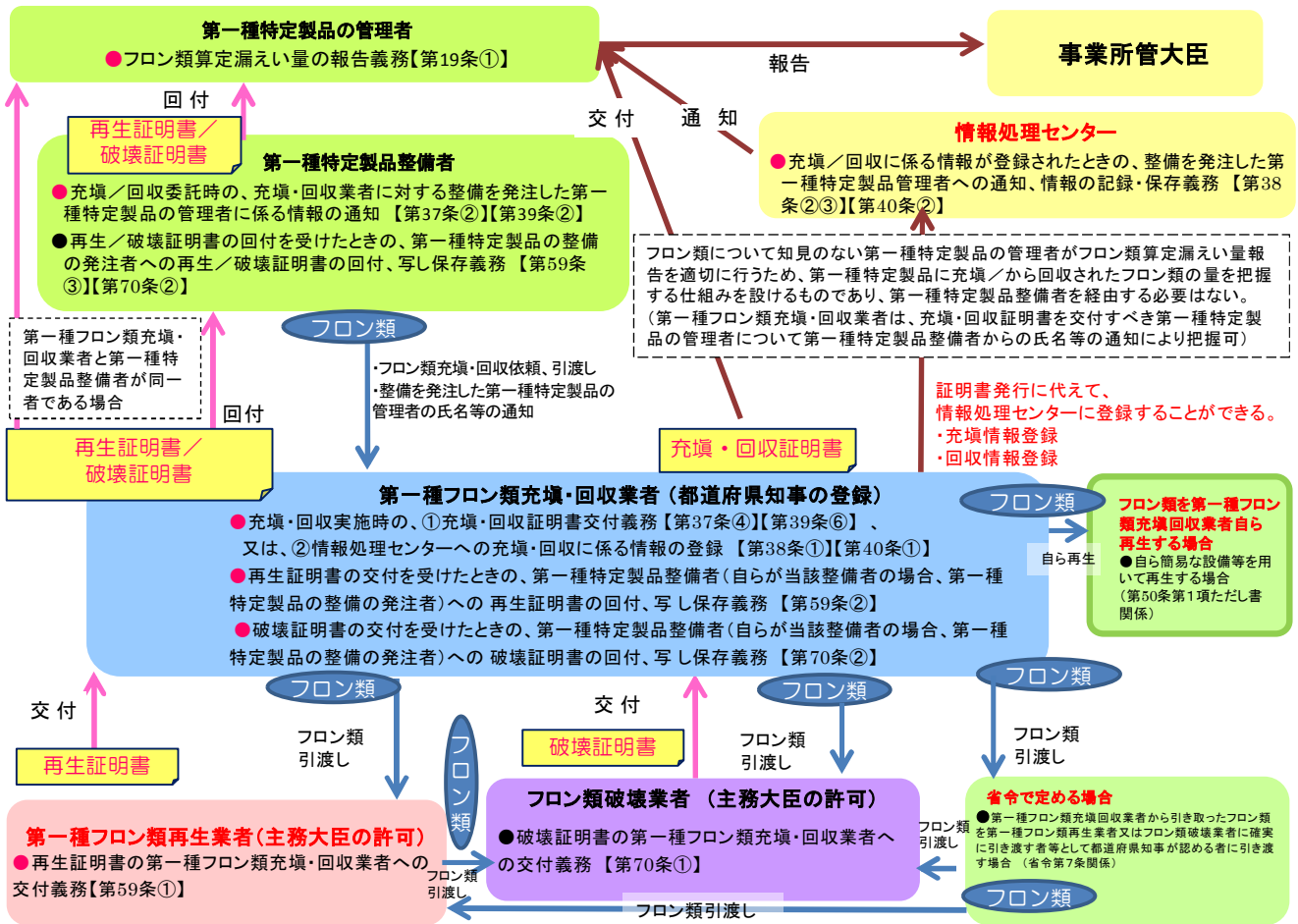
お問い合わせ先		電話番号
四国中央保健所	衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所	環境保全課	0897-56-1300
今治保健所	環境保全課	0898-23-2500
中予保健所	環境保全課	089-941-1111
八幡浜保健所	環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所	環境保全課	0895-22-5211
県庁	環境政策課	089-912-2347

(2) 愛媛県ホームページアドレス

<http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/theme/bushitsu/furon/furon.html>



【参考】改正フロン類法における書類のフロー図（整備時）



【参考】改正フロン類法における書類のフロー図（廃棄等時）

